

令和8年7月1日

事業者の皆様へ

名古屋市環境局 事業部 作業課長  
資源循環部資源循環企画課長

### 家庭廃棄物等の持ち去り防止対策への協力について(依頼)

盛夏の候、事業者の皆様におかれましては益々のご隆盛のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の環境行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本市では令和8年4月1日から、条例において、資源集積場所や戸建・共同住宅のごみ置き場など、一般廃棄物処理実施計画で定める場所に排出された家庭廃棄物等や集団回収を行う場所に排出された資源物を持ち去る行為を禁止し、10月1日からは行為者に対しては50万円以下の罰金を科すよう定めました。

条例が施行してから2か月あまりが経過し、アルミ缶の市収集量が増加するなど、一定の持ち去り行為防止の効果が見受けられているところですが、いまだ、持ち去り行為がパトロールにより確認をされている状況でございます。

そのため、事業者様におかれましても、条例及び本市の取り組みの趣旨をご理解いただき、下記のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

今後とも、安全で安心できる循環型社会の形成に向けて、事業者の皆様と行政が一体となって取組を進めていくため、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 下記の場合に買取を拒否するようお願いいたします

- 持ち込まれた物の中に、名古屋市粗大ごみシールが貼られたごみが混入している場合。
- 名古屋市指定袋に入っているものが多量に持ち込まれた場合。
- 同一の個人が多量のアルミ缶を連日持ち込むなど、持ち去った物だと推定できる場合。

#### 2 情報提供をお願いいたします

持ち去られたものと推定される品物に関する買取依頼等があった場合、業者名、氏名、連絡先、車種・車番等わかる範囲で結構ですので下記まで連絡していただくようお願いいたします。

(お問い合わせ先 名古屋市役所環境局事業部作業課 052-972-4082)

【名古屋市粗大ごみシールの例】（ほかに250円のシールもあります）

※粗大ごみシールは、粗大ごみを出す際に、コンビニなどで購入してきてごみに貼ります。これが貼られているものが持ち込まれた場合、家の前などに出されていたごみを無断で持ってきて持ち込まれた可能性が高いです。

【名古屋市の指定ごみ袋の例】（ほかに赤で印刷の可燃ごみ袋、緑で印刷の資源袋があります。10リットル、25リットルなどのサイズがあります。）

## 名古屋市指定袋(承認番号 号)

# 家庭用 不燃ごみ袋

- Nonburnable Garbage
- 불연 쓰레기
- Basura no incinerable
- Lixo não-incinerável
- 不可燃性垃圾

# 45ℓ

令和8年4月から条例により  
資源・ごみの持ち去り禁止

- Stop garbage theft
- 가져가기 금지
- Prohibido llevar
- Proibido levar embora
- 禁止带走

ごみは収集日当日の朝、8時まで  
(中区については7時まで)  
に決められた場所へ出してください。

